

トピック1：「建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明会」について

概要：2025年4月（予定）より、旧4号建築物の構造審査等の開始や、原則すべての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。これに伴い、「令和4年度の建築基準法や建築物省エネ法の改正概要（4号特例の見直し、構造基準のポイント、防火規制の合理化、省エネ適合義務制度 など）」を解説する説明会が開催されます。

開催時期：2023年11月1日～11月29日

申込期間：2023年10月16日～開催日前日まで

- ※注：・WEBやFAXによる事前申込制
・FAXは開催日の3日前まで受付
・希望者が定員に達した場合は受付終了
・関東エリアは、11/1・11/27が開催予定日ですが、既にすべて満席。
他の地域には一部、空席有。追加説明会の予定はなし。

備考：（問合窓口）建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明会 受付窓口
受付時間：9：00～18：00（土・日・祝除く）
TEL：0120-771-266 FAX：0120-252-936

トピック2：「国土交通省 官庁営繕部発注情報メール配信サービス」について

概要：国交省官庁営繕部より、官庁営繕部（地方整備局含む）が発注する業務について、発注情報のメール配信サービスに関する紹介がありました。配信情報は、「地区別」および「業務区分（設計・監理業務等）」を選択できます。

○基本事項

官庁営繕工事・業務への入札参加を検討される方への発注情報のメール配信を令和5年度も引き続き行います。公告日に、登録されたメールアドレスに配信します。ぜひ、ご登録ください。既にご登録いただいている方は、再登録の必要はありません。

○登録開始日等

随時、登録・変更・登録解除が可能です。
また、本サービスは無料をご利用いただけます。

○配信期間

2024年3月末までを予定しています。次年度以降の実施については決定次第、登録されたアドレス宛てにメールでお伝えします。サービスを継続する場合、上記の連絡は発注情報メールの配信をもって代えさせていただきます。

備考：詳細は国土交通省HPを御確認下さい。

トピック3：「盛土規制法の施行」について

概要：国土交通省 都市局都市安全課より、盛土規制法の施行について通知がありました。

●「盛土規制法」について

2021年7月に静岡県熱海市で発生した、大雨に伴う盛土の崩落や土石流による甚大な人的・物的被害の発生を受け、全国約36,000箇所の盛土について目視点検を実施した。その結果、各省庁・自治体ごとに盛土に対する法的な目的や取扱いが異なっており、各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることが確認された。

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律に変更**した。

※注：法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」。

※注：国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応を図る。

国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施する。

[注目ポイント]

【法的隙間をなくす区域・対象の設定】

規制区域：○都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定

規制対象：○区域指定に市町村が関与できる仕組みを導入

（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出）

○都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施

○規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象とする

○宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

※許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

【安全性を確保する許可基準・手続き】

許可基準・手続：

○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定

※許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査

○許可に当たって、土地所有者等の同意 及び 周辺住民への事前周知（説明会の開催等）を要件化

中間検査・完了検査：

○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、

①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

※地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

【責任の所在の明確化／罰則】

管理責任：○盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。

監督処分：○災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

※当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。

罰 則 ：○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化

備 考 ：詳細は国土交通省・農林水産省・林野庁の「盛土規制法」関連サイトを御確認下さい。

.....

(以上)